

広島県告示第八百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十六年十二月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

三次市君田町檀田字悪平一〇〇三二の二、一〇〇三二の六

二 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

三 解除の理由

河川管理施設用地とするため